

一般社団法人日本ろう者テニス協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|--|--|--|---|
| | | | 自己説明 | | |
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | <p>2022年に創立20周年を迎え、改めて理念・ビジョンの見直しを図り、新たな中長期計画を策定し、ホームページで公開している。</p> <p>http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/midterm_plan.pdf</p> <p>中期計画の骨子としては、2025年日本で開催候補としているデフリンピックをはじめ、日本ろう者スポーツ団体相互の連携と融和をはかるとともに、会員の競技力及び知識の向上と親睦交流を発展させることを目的とする。テニスを楽しめる生涯スポーツとして</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ろう者テニスの普及の促進 (2) ろう者テニス愛好者の拡大と競技力向上 (3) テニスの普及・発展をはかる為の各種講習会の開催 (4) C I S S (国際ろう者スポーツ連盟) の事業への協力 (5) 協会の組織基盤の強化 (6) 多様化委員のメンバーとなり障がいテニスの発展を進める <p>令和7年度目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デフリンピック東京2025に向けて支援・協賛が増えることを期待する。 <p>なお、以下を指標や目標を継続する</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標 ○デフリンピック東京2025で男女ともメダル獲得を目指す ○次世代選手トライアルおよび新規選手発掘活動を継続する 体制 ○役員の新陳代謝を図る ○財務基盤の安定（継続） | | 16. 中長期計画 1. 定款 23. 理事会議事録（令和6月15日） |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | <p>(2) 当協会の役員は本業の仕事をしながら協会業務を無報酬で兼業している状態であるが、今後新たな役員を増員して指導・育成を行っていき、新陳代謝を図り、特定の役員に頼らない、信頼のおけるJDTAの組織体制を確立していくことを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的な計画としては、常勤の事務局職員を配置していくことを目標としたい。 ・長期的には役員の増員及び新陳代謝を図り、特定のメンバーに頼ることのない、JDTAの組織体制を確立していきたい。 <p>http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/midterm_plan.pdf</p> | | 16. 中長期計画 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|--|---|--|------------------|
| | | | 自己説明 | | |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | <p>(3) 年度ごとに事業計画、収支予算、事業報告、収支決算を作成し、理事会および総会の承認を得ている。</p> <p>月次ごとに税理士と監事の監査を受けている。</p> <p>財務諸表のHPにて公表は、総会の承認後の一ヶ月以内に実施。</p> <p>2023年度中を目途に、財務の健全性確保に関する内容も中長期計画に盛り込み、公表する予定である。</p> <p>今後、2025年に東京で開催されるデフリンピックなども控え、中長期計画の中にも記載しているよう に、様々なイベントや大会等の機会を活かし、知名度の向上につなげていく。スポンサー企業、サブ ライヤー契約企業獲得に向け具体的な施策も策定し、積極的に取り組んでいきたい。</p> | | 16. 中長期計画 |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | <p>(1) 組織の役員</p> <p>① 現在の理事は4名<女性理事は2名50%>なお、監事2名は男女である。性別その他の要素を勘案したバランスのとれた構成とするべく、「役員等の選任に関する規程」において女性理事の割合（40%）と外部理事の割合（25%）の目標を定めている。今後も役員改選時には目標割合を達成すべく努力していく。</p> | | 21. 役員等の選任に関する規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------------|--|--|--|------|
| | | | 自己説明 | | |
| 5 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (2) 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | 当協会には評議員会はなく、この項目は該当しない。 | | |
| 6 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること (3) アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | 当協会では理事と強化部のメンバーで議論の場を設け、強化合宿・一般企画にて得た強化選手・一般会員の意見を展開し、当協会の運営に反映させるため、2022年度から、2025夏季デフリンピック準備委員会と選手委員会を設置したが、2022年11月にアスリート委員会規程を策定し、アスリート委員会を発足させた（選手は男女計3名）。 今後、少なくとも年1回以上、定期的に開催していく予定である。 | 2 役員名簿 3 役員組織図 17 アスリート委員会規程 23. アスリート委員会名簿 | |
| 7 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 当協会定款第23条により (1) 理事 3人以上5人以内 (2) 監事 2人以内 と定めている。 当協会の会員数に鑑み、適正な規模と判断している。 理事会の開催は年3～6回の開催としており、理事の出席率は100%である。 定められた役割・責務に必要な知識・経験を備えた理事を配置し、支障なく運営ができている。 今後は外部理事を招聘することを検討する。 | 1. 定款 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------------|--|---|--|----------------------------------|
| | | | 自己説明 | | |
| 8 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | 役員の就任時の年齢については、「役員等の選任に関する規程」の中で、70歳未満とする年齢制限を定めている。 | | 21役員等の選任に関する規程 |
| 9 | 〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | 理事の選任については定款第27条に記載しているが、理事の在任年数の制限と再任回数の条件等は「役員等の選任に関する規程」にて定めており、2022年11月の理事会にて決議し施行している。 その中で、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があると判断される場合は、10年を超えて就任が出来るとの例外も設けている。 尚、現在、10年を超えて就任している役員はいない。 | | 1 定款 2 役員名簿 21役員等の選任に関する規程 |
| | | 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 | | | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------------|---|---|--|--|
| | | | 自己説明 | | |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | 「役員等の選任に関する規程」において、役員選考委員会を設置することを定めている。 令和5年3月を目途に、外部有識者を含めたメンバー校正で委員会を設置する。 | | 21役員等の選任に関する規程 |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | 協会及び役員が法令を遵守するためのガイドラインはあるが、今後、協会及びその役職員が適用対象となる倫理規程を令和5年12月までに整備する。 | | 7. 倫理規程ガイドライン 4. 行動規範・コンプライアンス規程 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | 入退会及び会費等に関する規則、社員総会、理事会等、法人の運営に必要な一般的な事項は定款の中で定め、HPで開示している。 http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/teikan.pdf また、その他規程類は以下HPにて公開しているが、経理規程や事務局規程等、組織の運営に関して必要な規程を今後令和5年12月を目途に、順次策定していく。 http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/index.html | | 1. 定款 6. 財務規程 19.出張規程 31.謝金規程 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 規程類は整備しているが、今後、以下を含め未だ足りない規程を令和5年12月を目途に整備していく。 (個人情報に関する保護規程、不服申し立て規程、利益相反ポリシー等) 規程類ホームページ： http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/index.html | | 1.定款 5. 職務分掌規程 6. 財務規程 21. 役員等の選任に関する規程 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | 定款第29条の通り、役員の報酬は無報酬としている。 http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/teikan.pdf 今後、経費規程、事務局規程、就業規則等、組織運営に必要な規程を令和5年12月を目途に策定する。 | | 1.定款 31.謝金規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------------|--|---|--|-----------------|
| | | | 自己説明 | | |
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 法人財産管理に関する規程は現在整備していないため、令和5年度中を目途に策定していく。 | | |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 財政的基盤を整えるために必要な規程を令和5年度中を目途に策定する。 | | |
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | 国際大会代表選手選考規程を改訂しホームページで公開。 | | 11.国際大会代表選手選考規程 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | 現在、当協会主催の大会では都道府県テニス協会に審判員の派遣を依頼しており、協会独自の審判を有していない。 | | |
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること | 現在、JPCの「法務支援デスク」の制度を活用して、日常的な相談や法的対応のサポートを受ける事が出来ている。今後は必要に応じて弁護士と個別で契約するなどを検討する。 | | 24.JPC法務支援デスク案内 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------------|---|---|--|---|
| | | | 自己説明 | | |
| 20 | 〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | コンプライアンス規程を2022年11月に策定し施行しているが、外部の有識者などを配置した形でコンプライアンス委員会を令和5年6月18日社員総会に合わせて設置。 | | 4. 行動規範・コンプライアンス規程 18. コンプライアンス委員会規程 |
| 21 | 〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | コンプライアンス委員会規程を2022年11月に策定しているが、今後、外部の有識者などを配置した形でコンプライアンス委員会を令和5年6月までに設置する。 | | 18. コンプライアンス委員会規程 |
| 22 | 〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 役職員向けに、年1回、JPCが実施しているコンプライアンス研修の受講を案内し、必ず受講するようしている。 またドーピング等の知識を深めるために研修の機会を案内している。 | | 29.インテグリティ研修基礎編案内 30. ドーピング研修案内 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|---------------------------------|---|--|--|-------------------------------------|
| | | | 自己説明 | | |
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | <p>選手やコーチ向けに、年1回、JPCが実施しているコンプライアンス研修の受講を案内し、必ず受講するようにしている。</p> <p>また、強化指定選手や指導者には強化合宿時に様々な教育を行うべく研修を実施している。2022年12月にはドーピングに関する研修を合宿時に実施する予定。</p> <p>今後もハラスメントやコンプライアンスなど、年1回は必ず研修を受講するよう案内をしていく予定である。</p> | | 29. インテグリティ研修基礎編案内 30. ドーピング研修案内 |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 当協会は独自の審判員制度を有しておらず、主催大会では日本・各都道府県テニス協会の審判員に担当して頂いている為、対象外。 | | |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | <p>税理士と契約し、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。</p> <p>法律・法務等については、JPC法務支援デスクを活用し、ガバナンスの整備について指導を受けることが出来ている。</p> | | 24. 税理士事務所との業務委託契約 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|--------------------------|--|---|--|---|
| | | | 自己説明 | | |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 定款内にて資産及び会計の規程を整備し、公正な会計原則を順守している。 なお、財務・経理の日常処理は、適切にかつ公正な会計原則を順守できるよう、事務局では複数チェック体制としている。 監事は年1回の計算書類等を含めた会計監査を行う体制としている。又、税理士と契約し、毎年の独立監査の他様々な相談にのってもらっている。 | | 5. 職務分掌規程 27.伊久美監事職務経歴書 25. 濑口先生との税理士事務所契約書 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 国庫補助金等の利用に関しては、日本スポーツ振興センター及び日本障がい者スポーツ協会のガイドラインに沿って遵守している。 | | 26. 審査報告書 |
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 財務情報等については令和7年度中にHPにて公開する。 財務諸表（令和6年4月1日～令和7年3月31日） 令和8年3月末までに掲載する。 | | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------|---|---|--|---|
| | | | 自己説明 | | |
| 29 | 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | ナショナルチーム及び強化指定選手選考会については、当協会HPにて開示している。 国際大会代表選手選考規程を策定し、ホームページ上に公開しているが、現在第4条について改訂中であるため、令和5年4月までに完成させ、改訂後のものを公開する予定。 http://deafjapan-tennis.com/about/doc/international_selection.pdf | | 11.国際大会代表選手選考規程 |
| 30 | 〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ガバナンスコード遵守状況については、毎年、自己説明を当協会ホームページにて開示している。 | | ガバナンスコード http://www.deafjapan-tennis.com/about/index.html |
| 31 | 〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 利益相反が生じないように理事会で事業管理を行っており、「利益相反取引管理規程」にてその具体的な内容を定めている。 | | 22. 利益相反取引管理規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|-----------------------|---------------------|---|-------------------------------|------|
| | | | 自己説明 | | |
| 32 | 〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 利益相反ポリシーは現在未策定であるが、今後令和8年3月までに策定する。 | | |
| 33 | 〔原則9〕通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | <p>当協会の HP にメールアドレスを記載し、問合せ窓口として用意しているが、 http://www.deafjapan-tennis.com/contact/index.html 今後、2023年度中をめどに、専用の通報窓口を設ける予定である。</p> <p>通報を受けた場合、コンプライアンス委員会に対し通報内容を通知し、同委員会において対応を協議することを予定している（コンプライアンス委員会規程第8条第2項）。」 その後の処分については「懲罰規程」で、処分の段階、処分決定に至る順序を記載している。 処分対象者には書面またはメール等で処分の内容を通知することとし、もし処分対象者がその処分に不服がある場合は3か月以内に会長へ申し出ることが出来る。</p> | 18. コンプライアンス委員会規程 20. 懲罰規程 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|---------------------|---|--|--|------|
| | | | 自己説明 | | |
| 34 | 〔原則9〕 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 通報制度の運用はコンプライアンス委員会によって行うこととなっており（コンプライアンス委員会規程第5条第4号）、審査項目20でも述べたとおり、コンプライアンス委員会には有識者を中心に登用する予定である。 | | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|---------------------|--|---|--|---|
| | | | 自己説明 | | |
| 35 | 〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること | 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容を規程を策定し、その中に定めている。規程類は以下ホームページにて開示、会員にも周知している。 強化事業委員会規程 http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/strengthening_committee.pdf 行動規範・コンプライアンス規程 http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/compliance.pdf 懲罰規程 http://www.deafjapan-tennis.com/about/doc/discipline.pdf | | 8 強化事業委員会規程 4 行動規範・コンプライアンス規程 20 懲罰規程 |
| 36 | 〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | 処分に関する規程は「懲罰規程」によって定めており、その処分の決定に関しては中立性及び専門性を有する外部の有識者も入れた懲罰委員会で行う予定である。現在「懲罰規程」が施行されたが、体制見直しのために2024年度末までに懲罰委員会を設置する。 | | 20. 懲罰規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|---|---|---|--|------------------------------|
| | | | 自己説明 | | |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | 今後、「国際大会代表選手選考規程」及び「懲罰規程」の中に、日本スポーツ仲裁機構の利用が可能である旨の記載を令和8年2月までに追加し、それをホームページ上に公開する。 | | 11. 国際大会代表選手選考規程 20. 懲罰規程 |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | 協会において処分事例はないが、今後、日本スポーツ仲裁機構を利用出来ることを「懲罰規程」の中に盛り込むことを令和5年3月までに行い、処分対象者に日本スポーツ仲裁機構を利用可能であることを通知する。 | | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|-------------------------------|--|---|--|------|
| | | | 自己説明 | | |
| 39 | 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 協会において有事に対応する危機管理に関する対応については倫理ガイドラインに基づき行うが、今後、有事の時のための危機管理体制を整えるべく、危機管理マニュアルを令和5年12月までに策定し、不祥事が起きた際の対応の流れや外部への対応、第三者委員会の立ち上げなどについて定めていくたい。 | | |
| 40 | 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | コンプライアンス違反に関して弁護士と共に事実調査を行い、対象者の職を処分を科す。 再発防止策のコンプライアンス体制を再度2025年度中に構築する。 | | |
| | 〔原則12〕危機管理及び不祥事対応 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置 | 過去4年間において、不祥事は発生していない。 | | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | 証憑書類 |
|--------------|--|--|-----------------|--|------|
| | | | 自己説明 | | |
| 41 | 体制を構築すべきである。 | する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | | | |
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 地方組織はないため該当しない。 | | |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 地方組織はないため該当しない。 | | |